

## 別紙

## 類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和4年分)

(単位:円)

業 種 目		番 号	内 容	B 〔 配当 金額 〕	C 〔 利益 金額 〕	D 〔 簿価 純資 産価 額 〕	A (株価)				
大 分 類	中 分 類						小 分 類	令 3 平	和 年 均	3 年 11月分	3 年 12月分
<b>建 設 業</b>							1		7.7	47	387
	総 合 工 事 業	2		6.5	43	337	239	243	238		
	建築工事業(木造建築工事業を除く)	3	鉄骨鉄筋コンクリート造建築物、鉄筋コンクリート造建築物、無筋コンクリート造建築物及び鉄骨造建築物等の完成を請け負うもの	8.5	56	363	298	311	297		
	その他の総合工事業	4	総合工事業のうち、3に該当するもの以外のもの	6.0	39	330	223	224	221		
	職 別 工 事 業	5	下請として工事現場において建築物又は土木施設等の工事目的物の一部を構成するための建設工事を行うもの	8.7	46	418	423	409	395		
	設 備 工 事 業	6		10.1	58	490	407	401	400		
	電 気 工 事 業	7	一般電気工事業及び電気配線工事業を営むもの	7.7	40	487	305	282	281		
	電気通信・信号装置工事業	8	電気通信工事業、有線テレビジョン放送設備設置工事業及び信号装置工事業を営むもの	5.2	36	215	260	255	242		
	その他の設備工事業	9	設備工事業のうち、7及び8に該当するもの以外のもの	12.6	74	552	501	505	506		

(注) 「A (株価)」は、業種目ごとに令和4年分の標本会社の株価を基に計算しているため、標本会社が令和3年分のものとは異なる業種目などについては、令和3年11月分及び12月分の金額は、令和3年分の評価に適用する令和3年11月分及び12月分の金額とは異なることに留意してください。また、令和3年平均及び課税時期の属する月以前2年間の平均株価についても、令和4年分の標本会社を基に計算しています。

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和4年分)

(単位:円)

業 種 目		A (株価) 【上段：各月の株価、下段：課税時期の属する月以前2年間の平均株価】																
大 分 類	中 分 類	小 分 類	番 号	令 和	2 月 分	3 月 分	4 月 分	5 月 分	6 月 分	7 月 分	8 月 分	9 月 分	10 月 分	11 月 分	12 月 分			
				4 年														
				1 月 分														
建 設 業			1	295 285	291 286	290 288	287 290	283 292	286 293	290 294	291 295							
	総 合 工 事 業		2	237 225	236 225	236 227	234 229	232 230	234 232	236 233	238 234							
	建築工事業(木造建築工事業を除く)		3	295 272	296 273	300 277	298 281	296 284	301 286	297 289	302 292							
	その他の総合工事業		4	220 211	219 211	217 213	216 214	214 215	215 216	219 217	220 218							
	職 別 工 事 業		5	392 390	384 391	378 394	374 397	364 399	361 400	376 402	383 402							
	設 備 工 事 業		6	392 384	382 384	383 387	376 389	369 390	375 391	383 392	379 392							
	電 気 工 事 業		7	277 298	271 297	270 297	262 297	256 296	261 294	269 293	265 292							
	電気通信・信号装置工事業		8	237 249	231 249	226 250	222 251	219 250	217 248	224 247	219 246							
	その他の設備工事業		9	496 465	481 466	484 470	478 475	470 477	478 480	487 482	483 484							

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和4年分)

(単位:円)

業 種 目		番 号	内 容	B 〔 配当 金額 〕	C 〔 利益 金額 〕	D 〔 簿価 純資 産価 額 〕	A (株価)			
大 分 類	中 分 類						小 分 類	令 3 年 平 均	和 3 年 11 月 分	3 年 12 月 分
<b>製 造 業</b>							10		<b>6.3</b>	<b>28</b>
	<b>食 料 品 製 造 業</b>	11		6.7	38	390	598	604	586	
		12	部分肉・冷凍肉、肉加工品、処理牛乳・乳飲料及び乳製品等の製造を行うもの	6.7	41	323	514	507	504	
		13	パン、生菓子、ビスケット類・干菓子及び米菓等の製造を行うもの	8.7	54	639	1,285	1,307	1,252	
		14	食料品製造業のうち、12及び13に該当するもの以外のもの	6.2	33	343	439	445	433	
	<b>飲 料 ・ た ば こ ・ 飼 料 製 造 業</b>	15	清涼飲料、酒類、茶、コーヒー、氷、たばこ、飼料及び有機質肥料の製造を行うもの	6.9	30	348	419	421	394	
	<b>織 維 工 業</b>	16	製糸、紡績糸、織物、ニット生地、網地、フェルト、染色整理及び衣服の縫製など繊維製品の製造を行うもの	5.5	25	262	357	370	359	
	<b>パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品 製 造 業</b>	17	木材、その他の植物原料及び古繊維からパルプ及び紙の製造を行うもの並びにこれらの紙から紙加工品の製造を行うもの	3.4	17	264	153	148	145	
	<b>印 刷 ・ 同 関 連 業</b>	18	印刷業、製版業、製本業、印刷物加工業及び印刷関連サービス業を営むもの	4.1	17	279	198	198	192	

(注) 「A (株価)」は、業種目ごとに令和4年分の標本会社の株価を基に計算しているため、標本会社が令和3年分のものとは異なる業種目などについては、令和3年11月分及び12月分の金額は、令和3年分の評価に適用する令和3年11月分及び12月分の金額とは異なることに留意してください。また、令和3年平均及び課税時期の属する月以前2年間の平均株価についても、令和4年分の標本会社を基に計算しています。

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和4年分)

(単位:円)

業 種 目		A (株価) 【上段：各月の株価、下段：課税時期の属する月以前2年間の平均株価】															
大 分 類	中 分 類	小 分 類	番 号	令 和	2 月 分	3 月 分	4 月 分	5 月 分	6 月 分	7 月 分	8 月 分	9 月 分	10 月 分	11 月 分	12 月 分		
				4 年													
				1 月 分													
製 造 業			10	365 352	355 352	346 355	344 358	339 359	344 360	347 361	359 363						
	食 料 品 製 造 業		11	579 577	585 577	588 581	580 583	575 584	586 585	602 587	615 590						
		畜産食料品製造業	12	502 503	505 504	515 507	516 509	530 511	558 512	581 516	575 519						
		パン・菓子製造業	13	1,230 1,229	1,262 1,229	1,283 1,236	1,262 1,241	1,275 1,246	1,294 1,252	1,289 1,259	1,343 1,268						
		その他の食料品製造業	14	426 423	427 424	423 426	415 428	400 428	402 427	422 428	430 429						
	飲料・たばこ・飼料製造業	15	389 405	393 405	384 407	374 407	374 407	374 407	390 407	394 407							
	織 維 工 業	16	345 351	336 351	328 351	326 352	339 353	359 354	367 355	379 356							
	パルプ・紙・紙加工品製造業	17	144 153	144 152	137 151	134 150	130 149	129 148	132 147	131 146							
印 刷 ・ 同 関 連 業	18	193 183	188 183	181 184	181 185	180 186	182 186	182 187	184 188								

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和4年分)

(単位:円)

業 種 目		番 号	内 容	B 〔 配当 金額 〕	C 〔 利益 金額 〕	D 〔 簿価 純資産 価額 〕	A (株価)				
大 分 類	中 分 類						小 分 類	令 3 平	和 年 均	3 年 11月分	3 年 12月分
<b>(製造業)</b>											
化 学 工 業		19		8.0	32	340	568	580	552		
	有機化学工業製品製造業	20	工業原料として用いられる有機化学工業製品の製造を行うもの	7.5	27	304	468	525	510		
	油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業	21	脂肪酸・硬化油・グリセリン、石けん・合成洗剤、界面活性剤、塗料、印刷インキ、洗浄剤・磨用剤及びろうそくの製造を行うもの	6.3	27	364	313	304	295		
	医薬品製造業	22	医薬品原薬、医薬品製剤、生物学的製剤、生薬・漢方製剤及び動物用医薬品の製造を行うもの	11.0	47	381	910	945	864		
	その他の化学工業	23	化学工業のうち、20から22に該当するもの以外のもの	7.5	30	324	541	541	524		
	プラスチック製品製造業	24	プラスチックを用い、押出成形機、射出成形機等の各種成形機により成形された押出成形品、射出成形品等の成形製品の製造を行うもの及び同製品に切断、接合、塗装、蒸着めっき、バフ加工等の加工を行うもの並びにプラスチックを用いて成形のために配合、混和を行うもの及び再生プラスチックの製造を行うもの	5.2	23	275	248	247	243		
	ゴム製品製造業	25	天然ゴム類、合成ゴムなどから作られたゴム製品、すなわち、タイヤ、チューブ、ゴム製履物、ゴム引布、ゴムベルト、ゴムホース、工業用ゴム製品、更生タイヤ、再生ゴム、その他のゴム製品の製造を行うもの	7.0	23	375	263	271	269		

(注) 「A (株価)」は、業種目ごとに令和4年分の標本会社の株価を基に計算しているので、標本会社が令和3年分のものと異なる業種目などについては、令和3年11月分及び12月分の金額は、令和3年分の評価に適用する令和3年11月分及び12月分の金額とは異なることに留意してください。また、令和3年平均及び課税時期の属する月以前2年間の平均株価についても、令和4年分の標本会社を基に計算しています。

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和4年分)

(単位:円)

業 種 目		A (株価) 【上段：各月の株価、下段：課税時期の属する月以前2年間の平均株価】															
大 分 類	中 分 類	小 分 類	番 号	令 和	2 月 分	3 月 分	4 月 分	5 月 分	6 月 分	7 月 分	8 月 分	9 月 分	10 月 分	11 月 分	12 月 分		
				4 年													
				1 月 分													
<b>(製造業)</b>																	
化 学 工 業			19	514 534	498 534	480 536	478 538	460 537	466 535	480 534	492 533						
有機化学工業製品製造業			20	475 402	442 408	417 415	421 421	413 426	420 430	394 433	388 435						
油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業			21	283 303	281 302	274 303	271 304	259 304	262 302	269 301	282 301						
医薬品製造業			22	806 882	786 879	781 881	791 880	761 877	768 871	839 869	839 867						
その他の化学工業			23	486 504	470 504	446 506	437 507	420 506	427 504	431 503	449 502						
プラスチック製品製造業			24	247 226	238 227	223 229	218 231	218 232	229 234	231 235	241 237						
ゴム製品製造業			25	267 252	260 251	245 251	245 253	258 254	271 255	273 256	284 258						

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和4年分)

(単位:円)

業 種 目		番 号	内 容	B 〔 配当 金額 〕	C 〔 利益 金額 〕	D 〔 簿価 純資 産価 額 〕	A (株価)			
大 分 類	中 分 類						小 分 類	令 3 年 平 均	和 3 年 11 月 分	3 年 12 月 分
<b>(製造業)</b>										
窯業・土石製品製造業		26		4.6	21	272	258	260	269	
	セメント・同製品製造業	27	セメント、生コンクリート及びコンクリート製品等の製造を行うもの	2.9	22	197	131	128	124	
	その他の窯業・土石製品製造業	28	窯業・土石製品製造業のうち、27に該当するもの以外のもの	5.2	21	303	312	315	329	
鉄 鋼 業		29	鉱石、鉄くずなどから鉄及び鋼の製造を行うもの並びに鉄及び鋼の鑄造品、鍛造品、圧延鋼材、表面処理鋼材等の製造を行うもの	4.3	14	328	188	193	190	
非 鉄 金 属 製 造 業		30	鉱石（粗鉱、精鉱）、金属くずなどを処理し、非鉄金属の製錬及び精製を行うもの、非鉄金属の合金製造、圧延、抽伸、押出しを行うもの並びに非鉄金属の鑄造、鍛造、その他の基礎製品の製造を行うもの	4.5	26	281	245	250	240	
金 属 製 品 製 造 業		31		5.6	28	349	266	272	263	
	建設用・建築用金属製品製造業	32	鉄骨、建設用金属製品、金属製サッシ・ドア、鉄骨系プレハブ住宅及び建築用金属製品の製造を行うもの並びに製缶板金業を営むもの	4.2	26	293	223	231	223	
	その他の金属製品製造業	33	金属製品製造業のうち、32に該当するもの以外のもの	6.3	29	375	285	291	282	
はん用機械器具製造業		34	はん用的に各種機械に組み込まれ、あるいは取付けをすることで用いられる機械器具の製造を行うもの。例えば、ボイラ・原動機、ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置の製造など	7.3	27	333	380	370	366	

(注) 「A (株価)」は、業種目ごとに令和4年分の標本会社の株価を基に計算しているため、標本会社が令和3年分のものとは異なる業種目などについては、令和3年11月分及び12月分の金額は、令和3年分の評価に適用する令和3年11月分及び12月分の金額とは異なることに留意してください。また、令和3年平均及び課税時期の属する月以前2年間の平均株価についても、令和4年分の標本会社を基に計算しています。

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和4年分)

(単位:円)

業 種 目		A (株価) 【上段：各月の株価、下段：課税時期の属する月以前2年間の平均株価】															
大 分 類	中 分 類	小 分 類	番 号	令 和	2 月 分	3 月 分	4 月 分	5 月 分	6 月 分	7 月 分	8 月 分	9 月 分	10 月 分	11 月 分	12 月 分		
				4 年													
				1 月 分													
<b>(製造業)</b>																	
窯業・土石製品製造業		26	253 229	250 231	237 234	231 238	227 240	233 243	237 245	252 248							
セメント・同製品製造業		27	125 124	125 124	122 125	123 126	124 126	127 127	132 127	133 128							
その他の窯業・土石製品製造業		28	306 272	303 276	285 280	276 284	270 288	277 291	281 294	302 298							
鉄 鋼 業		29	188 166	187 167	187 170	188 172	194 175	202 177	200 180	210 183							
非鉄金属製造業		30	242 217	243 218	258 223	256 227	243 230	248 233	245 236	254 239							
金属製品製造業		31	259 251	251 250	246 252	242 253	238 254	239 254	240 254	248 255							
建設用・建築用金属製品製造業		32	223 206	218 205	218 207	212 209	204 210	195 211	193 211	196 212							
その他の金属製品製造業		33	275 271	266 271	259 272	255 274	253 274	259 274	261 274	271 275							
はん用機械器具製造業		34	351 360	340 360	337 362	334 363	326 363	327 363	337 363	351 364							



類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和4年分)

(単位:円)

業 種 目		番 号	内 容	B 〔配当 金額〕	C 〔利益 金額〕	D 〔簿価 純資産 価額〕	A (株価)			
大 分 類	中 分 類						小 分 類	令 和 3 年 平 均	3 年 11 月 分	3 年 12 月 分
<b>(製造業)</b>										
生産用機械器具製造業		35		5.9	26	254	395	417	421	
金属加工機械製造業		36	金属工作機械、金属加工機械、金属工作機械用・金属加工機械用部分品・附属品（金型を除く）及び機械工具（粉末や金業を除く）の製造を行うもの	5.5	19	247	289	292	286	
その他の生産用機械器具製造業		37	生産用機械器具製造業のうち、36に該当するもの以外のもの	6.1	29	257	427	455	462	
業務用機械器具製造業		38	業務用及びサービスの生産に供される機械器具の製造を行うもの	7.7	27	320	410	420	414	
電子部品・デバイス・電子回路製造業		39		4.2	22	214	314	336	342	
電子部品製造業		40	抵抗器、コンデンサ、変成器及び複合部品の製造、音響部品、磁気ヘッド及び小形モータの製造並びにコネクタ、スイッチ及びリレーの製造を行うもの	5.5	26	283	374	377	374	
電子回路製造業		41	電子回路基板及び電子回路実装基板の製造を行うもの	1.9	12	120	147	172	177	
その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業		42	電子部品・デバイス・電子回路製造業のうち、40及び41に該当するもの以外のもの	4.2	24	202	335	368	381	

(注) 「A (株価)」は、業種目ごとに令和4年分の標本会社の株価を基に計算しているため、標本会社が令和3年分のものとは異なる業種目などについては、令和3年11月分及び12月分の金額は、令和3年分の評価に適用する令和3年11月分及び12月分の金額とは異なることに留意してください。また、令和3年平均及び課税時期の属する月以前2年間の平均株価についても、令和4年分の標本会社を基に計算しています。

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和4年分)

(単位:円)

業 種 目		A (株価) 【上段：各月の株価、下段：課税時期の属する月以前2年間の平均株価】																
大 分 類	中 分 類	小 分 類	番 号	令 和	2 月 分	3 月 分	4 月 分	5 月 分	6 月 分	7 月 分	8 月 分	9 月 分	10 月 分	11 月 分	12 月 分			
				4 年														
				1 月 分														
<b>(製造業)</b>																		
生産用機械器具製造業		35	414 353	388 356	384 362	387 367	379 371	376 374	360 376	376 379								
金属加工機械製造業		36	277 265	261 265	260 267	254 269	248 270	245 270	242 271	245 271								
その他の生産用機械器具製造業		37	456 379	427 383	421 390	428 397	419 401	415 405	396 408	416 412								
業務用機械器具製造業		38	402 382	384 382	374 384	381 388	379 390	379 391	383 392	397 394								
電子部品・デバイス・電子回路製造業		39	329 276	315 279	301 284	301 289	303 293	309 297	291 300	320 303								
電子部品製造業		40	358 337	367 339	339 343	334 347	344 350	359 353	337 356	392 360								
電子回路製造業		41	174 130	160 132	157 135	155 138	153 140	152 142	146 144	159 146								
その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業		42	367 289	337 293	329 299	333 305	329 310	332 315	313 319	330 323								

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和4年分)

(単位:円)

業 種 目		番 号	内 容	B 〔 配当 金額 〕	C 〔 利益 金額 〕	D 〔 簿価 純資 産価 額 〕	A (株価)			
大 分 類	中 分 類						小 分 類	令 3 年 平 均	和 3 年 11 月 分	3 年 12 月 分
<b>(製造業)</b>										
電気機械器具製造業		43		6.3	34	337	450	453	440	
	発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業	44	発電機・電動機・その他の回転電気機械、変圧器類（電子機器用を除く）、電力開閉装置、配電盤・電力制御装置及び配線器具・配線附属品の製造を行うもの	11.8	63	678	676	653	647	
	電気計測器製造業	45	電気計測器、工業計器及び医療用計測器の製造を行うもの	4.2	20	169	277	296	284	
	その他の電気機械器具製造業	46	電気機械器具製造業のうち、44及び45に該当するもの以外のもの	4.7	26	260	436	441	426	
情報通信機械器具製造業		47	通信機械器具及び関連機器、映像・音響機械器具並びに電子計算機及び附属装置の製造を行うもの	4.3	28	262	241	236	232	
輸送用機械器具製造業		48		7.5	29	424	277	286	277	
	自動車・同附属品製造業	49	自動車（二輪自動車を含む）、自動車車体・附随車及び自動車部分品・附属品の製造を行うもの	8.2	31	450	261	266	257	
	その他の輸送用機械器具製造業	50	輸送用機械器具製造業のうち、49に該当するもの以外のもの	4.1	19	303	354	380	371	
その他の製造業		51	製造業のうち、11から50に該当するもの以外のもの	7.5	30	325	399	400	388	

(注) 「A (株価)」は、業種目ごとに令和4年分の標本会社の株価を基に計算しているため、標本会社が令和3年分のものと異なる業種目などについては、令和3年11月分及び12月分の金額は、令和3年分の評価に適用する令和3年11月分及び12月分の金額とは異なることに留意してください。また、令和3年平均及び課税時期の属する月以前2年間の平均株価についても、令和4年分の標本会社を基に計算しています。

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和4年分)

(単位:円)

業 種 目		A (株価) 【上段：各月の株価、下段：課税時期の属する月以前2年間の平均株価】																
大 分 類	中 分 類	小 分 類	番 号	令 和	2 月 分	3 月 分	4 月 分	5 月 分	6 月 分	7 月 分	8 月 分	9 月 分	10 月 分	11 月 分	12 月 分			
				4 年														
				1 月 分														
<b>(製造業)</b>																		
電気機械器具製造業		43	417 413	393 414	379 417	368 419	367 420	374 421	379 422	395 422								
	発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業	44	617 638	579 637	567 639	546 640	542 640	554 639	566 639	583 638								
	電気計測器製造業	45	269 265	256 264	255 265	261 266	262 267	256 267	251 267	262 267								
	その他の電気機械器具製造業	46	401 385	378 387	355 392	340 395	339 398	350 399	359 401	377 402								
情報通信機械器具製造業		47	226 227	229 227	230 229	227 231	229 232	228 233	230 233	236 234								
輸送用機械器具製造業		48	278 252	270 253	253 255	248 257	245 258	253 260	252 261	260 263								
	自動車・同附属品製造業	49	263 238	256 239	238 240	233 242	235 244	243 245	242 246	248 248								
	その他の輸送用機械器具製造業	50	346 316	334 319	325 323	315 326	296 328	298 329	300 330	314 331								
その他の製造業		51	374 369	364 369	358 372	358 375	352 376	358 377	366 379	377 380								

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和4年分)

(単位:円)

業 種 目		番 号	内 容	B 〔 配当 金額 〕	C 〔 利益 金額 〕	D 〔 簿価 純資 産価 額 〕	A (株価)				
大 分 類	中 分 類						小 分 類	令 3 平	和 年 均	3 年 11 月 分	3 年 12 月 分
電気・ガス・熱供給・水道業							52		5.1	36	362
情報通信業		53		7.0	44	250	835	824	742		
情報サービス業		54		8.4	45	262	798	788	726		
	ソフトウェア業	55	受託開発ソフトウェア業、組み込みソフトウェア業、パッケージソフトウェア業及びゲームソフトウェア業を営むもの	8.6	46	260	802	795	734		
	情報処理・提供サービス業	56	受託計算サービス業、計算センター、タイムシェアリングサービス業、マシンタイムサービス業、データエントリー業、パンチサービス業、データベースサービス業、市場調査業及び世論調査業を営むもの	6.8	37	197	755	714	647		
	インターネット附随サービス業	57	インターネットを通じて、情報の提供や、サーバ等の機能を利用させるサービスを提供するもの、音楽、映像等を配信する事業を行うもの及びインターネットを利用する上で必要なサポートサービスを提供するもの	4.4	41	198	987	950	818		
	映像・音声・文字情報制作業	58	映画、ビデオ又はテレビジョン番組の制作・配給を行うもの、レコード又はラジオ番組の制作を行うもの、新聞の発行又は書籍、定期刊行物等の出版を行うもの並びにこれらに附帯するサービスの提供を行うもの	4.6	40	280	832	911	805		
	その他の情報通信業	59	情報通信業のうち、54から58に該当するものの以外のもの	6.5	46	331	533	545	502		

(注) 「A (株価)」は、業種目ごとに令和4年分の標本会社の株価を基に計算しているので、標本会社が令和3年分のものとは異なる業種目などについては、令和3年11月分及び12月分の金額は、令和3年分の評価に適用する令和3年11月分及び12月分の金額とは異なることに留意してください。また、令和3年平均及び課税時期の属する月以前2年間の平均株価についても、令和4年分の標本会社を基に計算しています。

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和4年分)

(単位:円)

業 種 目		A (株価) 【上段：各月の株価、下段：課税時期の属する月以前2年間の平均株価】															
大 分 類	中 分 類	小 分 類	番 号	令 和	2 月 分	3 月 分	4 月 分	5 月 分	6 月 分	7 月 分	8 月 分	9 月 分	10 月 分	11 月 分	12 月 分		
				4 年													
				1 月 分													
電気・ガス・熱供給・水道業			52	282 363	265 363	271 364	269 364	283 365	301 367	325 369	341 372						
情報通信業			53	662 792	642 790	658 795	675 799	644 797	643 792	666 787	698 783						
情報サービス業			54	662 774	645 771	663 775	677 778	652 776	655 771	686 767	714 763						
ソフトウェア業			55	673 777	657 775	673 779	689 782	667 780	676 775	705 772	736 769						
情報処理・提供サービス業			56	578 744	556 739	575 741	584 742	543 738	522 728	552 720	577 710						
インターネット附随サービス業			57	703 924	665 920	682 924	712 927	665 922	655 914	666 904	706 894						
映像・音声・文字情報制作業			58	683 678	698 689	700 704	687 718	634 727	624 736	637 744	697 750						
その他の情報通信業			59	455 498	452 498	453 502	470 505	466 507	470 507	482 508	496 508						

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和4年分)

(単位:円)

業 種 目		番 号	内 容	B 〔 配当 金額 〕	C 〔 利益 金額 〕	D 〔 簿価 純資 産価 額 〕	A (株価)			
大 分 類	中 分 類						小 分 類	令 3 年 平 均	和 3 年 11 月 分	3 年 12 月 分
<b>運輸業, 郵便業</b>		60		<b>5.8</b>	<b>35</b>	<b>421</b>	<b>383</b>	<b>385</b>	<b>382</b>	
	道路貨物運送業	61	自動車等により貨物の運送を行うもの	7.1	53	409	562	549	537	
	水 運 業	62	海洋、沿海、港湾、河川、湖沼において船舶により旅客又は貨物の運送を行うもの (港湾において、はしけによって貨物の運送を行うものを除く)	2.8	25	312	195	239	253	
	運輸に附帯するサービス業	63	港湾運送業、貨物運送取扱業(集配利用運送業を除く)、運送代理店、こん包業及び運輸施設提供業等を営むもの	7.0	36	511	354	351	354	
	その他の運輸業, 郵便業	64	運輸業, 郵便業のうち、61から63に該当するもの以外のもの	5.1	20	417	326	328	319	

(注) 「A(株価)」は、業種目ごとに令和4年分の標本会社の株価を基に計算しているため、標本会社が令和3年分のものとは異なる業種目などについては、令和3年11月分及び12月分の金額は、令和3年分の評価に適用する令和3年11月分及び12月分の金額とは異なることに留意してください。また、令和3年平均及び課税時期の属する月以前2年間の平均株価についても、令和4年分の標本会社を基に計算しています。

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和4年分)

(単位:円)

業 種 目		A (株価) 【上段：各月の株価、下段：課税時期の属する月以前2年間の平均株価】																
大 分 類	中 分 類	小 分 類	番 号	令 和	2 月 分	3 月 分	4 月 分	5 月 分	6 月 分	7 月 分	8 月 分	9 月 分	10 月 分	11 月 分	12 月 分			
				4 年														
				1 月 分														
<b>運輸業，郵便業</b>			60	<b>376</b> <b>355</b>	<b>374</b> <b>357</b>	<b>372</b> <b>361</b>	<b>360</b> <b>365</b>	<b>370</b> <b>367</b>	<b>374</b> <b>369</b>	<b>381</b> <b>372</b>	<b>389</b> <b>375</b>							
道路貨物運送業			61	523 508	511 515	491 522	479 527	488 531	480 533	514 536	503 537							
水 運 業			62	266 161	288 168	314 177	275 184	297 191	337 201	299 209	329 218							
運輸に附帯するサービス業			63	348 340	331 339	323 340	320 341	320 341	314 341	330 341	341 342							
その他の運輸業，郵便業			64	311 316	322 315	328 316	323 317	335 318	340 319	338 320	352 323							



類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和4年分)

(単位:円)

業 種 目		番 号	内 容	B 〔 配当 金額 〕	C 〔 利益 金額 〕	D 〔 簿価 純資 産価 額 〕	A (株価)				
大 分 類	中 分 類						小 分 類	令 3 平	和 年 均	3 年 11月分	3 年 12月分
<b>卸 売 業</b>							65		<b>7.4</b>	<b>34</b>	<b>366</b>
	各種商品卸売業	66	各種商品の仕入卸売を行うもの。例えば、総合商社、貿易商社など	9.4	33	344	255	256	253		
	繊維・衣服等卸売業	67	繊維品及び衣服・身の回り品の仕入卸売を行うもの	3.6	7	184	158	156	150		
	飲食料品卸売業	68		3.7	20	273	221	218	213		
	農畜産物・水産物卸売業	69	米麦、雑穀・豆類、野菜、果実、食肉及び生鮮魚介等の卸売を行うもの	2.8	15	223	161	159	156		
	食料・飲料卸売業	70	砂糖・味そ・しょう油、酒類、乾物、菓子・パン類、飲料、茶類及び牛乳・乳製品等の卸売を行うもの	4.7	25	330	287	285	277		
	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	71		7.5	42	449	325	329	319		
	化学製品卸売業	72	塗料、プラスチック及びその他の化学製品の卸売を行うもの	9.8	55	558	362	364	363		
	その他の建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	73	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業のうち、72に該当するもの以外のもの	6.9	38	422	316	321	309		

(注) 「A (株価)」は、業種目ごとに令和4年分の標本会社の株価を基に計算しているため、標本会社が令和3年分のものとは異なる業種目などについては、令和3年11月分及び12月分の金額は、令和3年分の評価に適用する令和3年11月分及び12月分との金額とは異なることに留意してください。また、令和3年平均及び課税時期の属する月以前2年間の平均株価についても、令和4年分の標本会社を基に計算しています。

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和4年分)

(単位:円)

業 種 目		A (株価) 【上段：各月の株価、下段：課税時期の属する月以前2年間の平均株価】															
大 分 類	中 分 類	小 分 類	番 号	令 和	2 月 分	3 月 分	4 月 分	5 月 分	6 月 分	7 月 分	8 月 分	9 月 分	10 月 分	11 月 分	12 月 分		
				4 年													
				1 月 分													
<b>卸</b>	<b>売</b>	<b>業</b>	65	<b>348</b> <b>332</b>	<b>342</b> <b>333</b>	<b>344</b> <b>336</b>	<b>341</b> <b>339</b>	<b>337</b> <b>341</b>	<b>344</b> <b>342</b>	<b>349</b> <b>344</b>	<b>357</b> <b>346</b>						
	各種商品卸売業		66	260 234	267 236	279 240	281 244	276 248	278 251	262 254	277 256						
	繊維・衣服等卸売業		67	146 152	142 152	135 152	135 153	139 153	140 152	136 151	135 150						
	飲食料品卸売業		68	211 217	212 217	215 218	213 218	215 218	217 218	225 218	226 219						
	農畜産物・水産物卸売業		69	156 154	156 154	162 155	163 156	167 157	171 158	174 159	174 161						
	食料・飲料卸売業		70	273 289	274 287	274 288	269 287	268 286	268 284	281 284	284 284						
	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業		71	322 303	324 304	327 308	318 311	312 312	313 314	316 316	327 318						
	化学製品卸売業		72	369 337	387 339	384 343	370 347	365 349	369 352	377 355	388 358						
	その他の建築材料、 鉱物・金属材料等卸売業		73	311 295	309 296	313 299	305 302	299 304	300 305	301 306	313 308						

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和4年分)

(単位:円)

業 種 目		番 号	内 容	B 〔 配当 金額 〕	C 〔 利益 金額 〕	D 〔 簿価 純資 産価 額 〕	A (株価)			
大 分 類	中 分 類						小 分 類	令 和	3 年	3 年
								3 平	均	11 月 分
<b>(卸売業)</b>										
	機械器具卸売業	74		10.0	40	426	481	501	494	
	産業機械器具卸売業	75	農業用機械器具、建設機械・鉱山機械、金属加工機械及び事務用機械器具等の卸売を行うもの	8.8	35	427	448	461	455	
	電気機械器具卸売業	76		9.7	36	398	425	455	446	
	その他の機械器具卸売業	77	機械器具卸売業のうち、75及び76に該当するもの以外のもの	13.1	59	493	681	694	685	
	その他の卸売業	78	卸売業のうち、66から77に該当するもの以外のもの	5.7	32	285	305	311	308	

(注) 「A (株価)」は、業種目ごとに令和4年分の標本会社の株価を基に計算しているので、標本会社が令和3年分のものとは異なる業種目などについては、令和3年11月分及び12月分の金額は、令和3年分の評価に適用する令和3年11月分及び12月分とは異なることに留意してください。また、令和3年平均及び課税時期の属する月以前2年間の平均株価についても、令和4年分の標本会社を基に計算しています。

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和4年分)

(単位:円)

業 種 目		A (株価) 【上段：各月の株価、下段：課税時期の属する月以前2年間の平均株価】											
大 分 類	番 号	令 和	2 月 分	3 月 分	4 月 分	5 月 分	6 月 分	7 月 分	8 月 分	9 月 分	10 月 分	11 月 分	12 月 分
中 分 類		4 年											
小 分 類		1 月 分											
<b>(卸売業)</b>													
機 械 器 具 卸 売 業	74	477 449	464 450	464 454	454 458	451 460	464 462	473 465	483 468				
産 業 機 械 器 具 卸 売 業	75	447 428	442 427	444 430	434 433	432 434	447 436	452 438	461 441				
電 気 機 械 器 具 卸 売 業	76	434 390	407 391	390 395	385 399	385 401	406 403	420 406	437 410				
そ の 他 の 機 械 器 具 卸 売 業	77	640 631	646 635	679 644	660 650	647 654	639 658	644 662	637 664				
そ の 他 の 卸 売 業	78	295 287	287 287	292 290	301 293	295 295	300 297	307 299	314 301				

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和4年分)

(単位:円)

業 種 目		番 号	内 容	B 〔 配当 金額 〕	C 〔 利益 金額 〕	D 〔 簿価 純資産 価額 〕	A (株価)				
大 分 類	中 分 類						小 分 類	令 3 平	和 年 均	3 年 11月分	3 年 12月分
小 売 業		79		5.9	41	268	474	460	429		
	各種商品小売業	80	百貨店、デパートメントストア、総合スーパーなど、衣・食・住にわたる各種の商品の小売を行うもの	3.3	18	217	314	307	275		
	織物・衣服・身の回り品小売業	81	呉服、服地、衣服、靴、帽子、洋品雑貨及び小間物等の商品の小売を行うもの	7.9	7	210	272	281	257		
	飲 食 料 品 小 売 業	82		5.0	37	254	361	355	340		
	機 械 器 具 小 売 業	83	自動車、自転車、電気機械器具など（それぞれの中古品を含む）及びその部分品、附属品の小売を行うもの	6.7	51	281	351	352	340		
	そ の 他 の 小 売 業	84		7.1	52	322	683	657	611		
	医薬品・化粧品小売業	85	医薬品小売業、調剤薬局及び化粧品小売業等を営むもの	7.4	65	365	835	820	768		
	そ の 他 の 小 売 業	86	小売業（無店舗小売業を除く）のうち、80から83及び85に該当するもの以外のもの	7.1	48	311	637	607	563		
	無 店 舗 小 売 業	87	店舗を持たず、カタログや新聞・雑誌・テレビジョン・ラジオ・インターネット等で広告を行い、通信手段によって個人からの注文を受け商品を販売するもの、家庭等を訪問し個人への物品販売又は販売契約をするもの、自動販売機によって物品を販売するもの及びその他の店舗を持たないで小売を行うもの	2.4	37	187	482	449	402		

(注) 「A (株価)」は、業種目ごとに令和4年分の標本会社の株価を基に計算しているもので、標本会社が令和3年分のものとは異なる業種目などについては、令和3年11月分及び12月分の金額は、令和3年分の評価に適用する令和3年11月分及び12月分の金額とは異なることに留意してください。また、令和3年平均及び課税時期の属する月以前2年間の平均株価についても、令和4年分の標本会社を基に計算しています。

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和4年分)

(単位:円)

業 種 目		A (株価) 【上段：各月の株価、下段：課税時期の属する月以前2年間の平均株価】															
大 分 類	中 分 類	小 分 類	番 号	令 和	2 月 分	3 月 分	4 月 分	5 月 分	6 月 分	7 月 分	8 月 分	9 月 分	10 月 分	11 月 分	12 月 分		
				4 年													
				1 月 分													
小	売	業	79	410 452	411 451	406 454	396 455	383 454	392 453	402 451	416 449						
	各 種 商 品 小 売 業		80	262 302	277 302	280 303	279 303	277 303	286 303	295 303	307 303						
	織物・衣服・身の回り品 小売業		81	249 257	254 254	250 255	267 258	273 259	284 260	283 263	286 265						
	飲 食 料 品 小 売 業		82	327 352	331 353	337 356	339 358	328 358	320 357	333 355	338 353						
	機 械 器 具 小 売 業		83	335 321	335 322	333 326	344 331	343 334	354 336	356 339	359 342						
	そ の 他 の 小 売 業		84	580 660	580 659	564 660	517 659	491 655	508 649	522 643	546 636						
	医 薬 品 ・ 化 粧 品 小 売 業		85	716 826	713 826	726 827	653 822	604 814	626 805	666 796	705 788						
	そ の 他 の 小 売 業		86	539 609	540 608	513 610	476 610	457 607	472 602	478 596	497 591						
	無 店 舗 小 売 業		87	365 444	360 443	368 447	385 450	365 451	374 451	387 450	411 448						

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和4年分)

(単位:円)

業 種 目		番号	内 容	B 〔 配当 金額 〕	C 〔 利益 金額 〕	D 〔 簿価 純資 産価 額 〕	A (株価)				
大 分 類	中 分 類						小 分 類	令 3 平	和 年 均	3 年 11月分	3 年 12月分
<b>金融業, 保険業</b>							88		<b>4.6</b>	<b>28</b>	<b>265</b>
銀行業		89		2.8	13	288	78	77	78		
金融商品取引業, 商品先物取引業		90	金融商品取引業、商品先物取引業及び商品投資顧問業等を営むもの（金融商品取引所及び商品取引所を除く）	4.5	52	221	193	203	200		
その他の金融業, 保険業		91	金融業, 保険業のうち、89及び90に該当するもの以外のもの	9.0	39	250	515	552	517		
<b>不動産業, 物品賃貸業</b>		92		<b>8.2</b>	<b>48</b>	<b>323</b>	<b>425</b>	<b>436</b>	<b>422</b>		
不動産取引業		93	不動産の売買、交換又は不動産の売買、貸借、交換の代理若しくは仲介を行うもの	8.5	64	310	375	407	393		
不動産賃貸業・管理業		94	不動産の賃貸又は管理を行うもの	6.2	26	272	378	380	375		
物品賃貸業		95	産業用機械器具、事務用機械器具、自動車、スポーツ・娯楽用品及び映画・演劇用品等の物品の賃貸を行うもの	11.7	55	443	665	645	620		

(注) 「A (株価)」は、業種目ごとに令和4年分の標本会社の株価を基に計算しているもので、標本会社が令和3年分のものと異なる業種目などについては、令和3年11月分及び12月分の金額は、令和3年分の評価に適用する令和3年11月分及び12月分の金額とは異なることに留意してください。また、令和3年平均及び課税時期の属する月以前2年間の平均株価についても、令和4年分の標本会社を基に計算しています。

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和4年分)

(単位:円)

業 種 目		A (株価) 【上段：各月の株価、下段：課税時期の属する月以前2年間の平均株価】															
大 分 類	中 分 類	小 分 類	番 号	令 和	2 月 分	3 月 分	4 月 分	5 月 分	6 月 分	7 月 分	8 月 分	9 月 分	10 月 分	11 月 分	12 月 分		
				4 年													
				1 月 分													
<b>金融業，保険業</b>			88	<b>207</b> <b>191</b>	<b>205</b> <b>192</b>	<b>203</b> <b>194</b>	<b>202</b> <b>197</b>	<b>194</b> <b>198</b>	<b>198</b> <b>199</b>	<b>208</b> <b>200</b>	<b>215</b> <b>202</b>						
銀 行 業			89	84 77	88 78	85 78	84 79	83 79	85 79	86 80	86 80						
金融商品取引業，商品先物取引業			90	207 175	203 176	203 179	201 182	191 184	193 186	215 189	217 191						
その他の金融業，保険業			91	494 473	482 475	477 481	479 487	456 489	468 490	488 493	517 496						
<b>不動産業，物品賃貸業</b>			92	<b>411</b> <b>398</b>	<b>404</b> <b>398</b>	<b>402</b> <b>401</b>	<b>415</b> <b>406</b>	<b>400</b> <b>408</b>	<b>407</b> <b>410</b>	<b>420</b> <b>413</b>	<b>440</b> <b>416</b>						
不 動 産 取 引 業			93	388 334	381 337	381 343	397 350	366 355	379 359	401 365	421 371						
不動産賃貸業・管理業			94	365 364	358 361	362 363	367 365	362 366	359 366	364 367	378 369						
物 品 賃 貸 業			95	589 644	576 640	563 643	586 645	581 645	592 643	597 642	634 643						



類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和4年分)

(単位:円)

業 種 目		番 号	内 容	B 〔配当 金額〕	C 〔利益 金額〕	D 〔簿価 純資産 価額〕	A (株価)			
大 分 類	中 分 類						小 分 類	令 和 3 年 平 均	3 年 11 月 分	3 年 12 月 分
<b>専門・技術サービス業</b>		96		5.0	26	179	565	627	574	
	専門サービス業	97	法務に関する事務、助言、相談、その他の法的サービス、財務及び会計に関する監査、調査、相談のサービス、税務に関する書類の作成、相談のサービス及び他に分類されない自由業的、専門的なサービスを提供するもの（純粹持株会社を除く）	6.4	35	187	834	949	869	
	広告業	98	依頼人のために広告に係る総合的なサービスを提供するもの及び広告媒体のスペース又は時間を当該広告媒体企業と契約し、依頼人のために広告を行うもの	5.9	24	183	635	761	687	
<b>宿泊業, 飲食サービス業</b>		99		4.5	9	160	441	448	429	
	飲食店	100		4.6	9	156	450	461	442	
	食堂, レストラン (専門料理店を除く)	101	主食となる各種の料理品をその場所で提供するもの(専門料理店、そば・うどん店、すし店など特定の料理をその場所で飲食させるものを除く)	1.9	4	52	224	228	218	
	専門料理店	102	日本料理店(そば・うどん店、すし店を除く)、料亭、中華料理店、ラーメン店及び焼肉店等を営むもの	5.4	14	180	532	549	534	
	その他の飲食店	103	飲食店のうち、101及び102に該当するもの以外のもの。例えば、そば・うどん店、すし店、酒場・ビヤホール、バー、キャバレー、ナイトクラブ、喫茶店など	5.1	6	181	468	477	449	
	その他の宿泊業, 飲食サービス業	104	宿泊業, 飲食サービス業のうち、100から103に該当するもの以外のもの	3.7	9	179	402	388	371	

(注) 「A (株価)」は、業種目ごとに令和4年分の標本会社の株価を基に計算しているため、標本会社が令和3年分のものとは異なる業種目などについては、令和3年11月分及び12月分の金額は、令和3年分の評価に適用する令和3年11月分及び12月分の金額とは異なることに留意してください。また、令和3年平均及び課税時期の属する月以前2年間の平均株価についても、令和4年分の標本会社を基に計算しています。

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和4年分)

(単位:円)

業 種 目		A (株価) 【上段：各月の株価、下段：課税時期の属する月以前2年間の平均株価】													
大 分 類	中 分 類	小 分 類	番 号	令 和	2 月 分	3 月 分	4 月 分	5 月 分	6 月 分	7 月 分	8 月 分	9 月 分	10 月 分	11 月 分	12 月 分
				4 年											
				1 月 分											
<b>専門・技術サービス業</b>		96	<b>511</b> <b>519</b>	<b>495</b> <b>519</b>	<b>503</b> <b>525</b>	<b>530</b> <b>533</b>	<b>502</b> <b>536</b>	<b>482</b> <b>536</b>	<b>485</b> <b>537</b>	<b>500</b> <b>538</b>					
専 門 サ ー ビ ス 業		97	766 785	740 786	749 796	798 806	742 810	684 807	699 806	727 805					
広 告 業		98	605 555	583 558	589 569	629 581	609 589	597 595	597 602	610 608					
<b>宿泊業, 飲食サービス業</b>		99	<b>416</b> <b>426</b>	<b>426</b> <b>423</b>	<b>418</b> <b>425</b>	<b>417</b> <b>428</b>	<b>415</b> <b>428</b>	<b>434</b> <b>428</b>	<b>433</b> <b>430</b>	<b>437</b> <b>432</b>					
飲 食 店		100	430 431	441 429	431 431	429 434	425 435	444 435	446 438	449 440					
食 堂, レストラン (専門料理店を除く)		101	208 222	212 220	210 220	211 221	215 221	219 220	215 220	213 220					
専 門 料 理 店		102	521 516	529 514	522 517	518 521	517 522	538 523	545 526	548 529					
そ の 他 の 飲 食 店		103	435 438	453 436	438 438	435 441	424 441	447 442	448 445	451 448					
その他の宿泊業, 飲食 サービス業		104	355 401	356 397	356 397	363 397	370 395	390 394	373 393	386 393					

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和4年分)

(単位:円)

業 種 目		番 号	内 容	B 〔 配当 金額 〕	C 〔 利益 金額 〕	D 〔 簿価 純資 産価 額 〕	A (株価)			
大 分 類	中 分 類						小 分 類	令 和 3 年 平 均	3 年 11 月 分	3 年 12 月 分
<b>生活関連サービス業, 娯楽業</b>							105	<b>5.8</b>	<b>13</b>	<b>239</b>
	生活関連サービス業	106	個人に対して身の回りの清潔を保持するためのサービスを提供するもの及び個人を対象としてサービスを提供するもののうち他に分類されないもの。例えば、洗濯業、理容業、美容業及び浴場業並びに旅行業、家事サービス業、衣服裁縫修理業など	6.7	16	225	630	714	634	
	娯 楽 業	107	映画、演劇その他の興行及び娯楽を提供し、又は休養を与えるもの並びにこれに附帯するサービスを提供するもの	4.5	8	259	579	614	593	
<b>教育, 学習支援業</b>		108		<b>8.6</b>	<b>22</b>	<b>190</b>	<b>634</b>	<b>635</b>	<b>632</b>	
<b>医 療 , 福 祉</b>		109	保健衛生、社会保険、社会福祉及び介護に関するサービスを提供するもの（医療法人を除く）	<b>5.4</b>	<b>53</b>	<b>225</b>	<b>572</b>	<b>575</b>	<b>539</b>	
<b>サービス業(他に分類されないもの)</b>		110		<b>12.0</b>	<b>67</b>	<b>304</b>	<b>1,045</b>	<b>1,121</b>	<b>1,047</b>	
	職業紹介・労働者派遣業	111	労働者に職業をあっせんするもの及び労働者派遣業を営むもの	15.1	93	337	1,491	1,642	1,533	
	その他の事業サービス業	112	サービス業（他に分類されないもの）のうち、111に該当するもの以外のもの	10.1	50	283	757	785	734	
<b>そ の 他 の 産 業</b>		113	1 から112に該当するもの以外のもの	<b>6.6</b>	<b>34</b>	<b>301</b>	<b>468</b>	<b>477</b>	<b>452</b>	

(注) 「A (株価)」は、業種目ごとに令和4年分の標本会社の株価を基に計算しているため、標本会社が令和3年分のものとは異なる業種目などについては、令和3年11月分及び12月分の金額は、令和3年分の評価に適用する令和3年11月分及び12月分の金額とは異なることに留意してください。また、令和3年平均及び課税時期の属する月以前2年間の平均株価についても、令和4年分の標本会社を基に計算しています。

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和4年分)

(単位:円)

業 種 目		A (株価) 【上段：各月の株価、下段：課税時期の属する月以前2年間の平均株価】															
大 分 類	中 分 類	小 分 類	番 号	令 和	2 月 分	3 月 分	4 月 分	5 月 分	6 月 分	7 月 分	8 月 分	9 月 分	10 月 分	11 月 分	12 月 分		
				4 年													
				1 月 分													
<b>生活関連サービス業, 娯楽業</b>			105	<b>562</b> <b>563</b>	<b>595</b> <b>563</b>	<b>602</b> <b>570</b>	<b>627</b> <b>578</b>	<b>582</b> <b>581</b>	<b>592</b> <b>584</b>	<b>574</b> <b>588</b>	<b>627</b> <b>594</b>						
	生活関連サービス業		106	550 572	570 570	570 576	609 584	582 588	594 591	563 595	623 600						
	娯 楽 業		107	580 551	632 553	650 561	654 569	583 571	589 574	591 578	632 585						
<b>教育, 学習支援業</b>			108	<b>560</b> <b>599</b>	<b>542</b> <b>598</b>	<b>545</b> <b>603</b>	<b>554</b> <b>608</b>	<b>530</b> <b>609</b>	<b>528</b> <b>608</b>	<b>546</b> <b>608</b>	<b>582</b> <b>609</b>						
<b>医 療 , 福 祉</b>			109	<b>507</b> <b>530</b>	<b>501</b> <b>528</b>	<b>490</b> <b>531</b>	<b>497</b> <b>535</b>	<b>475</b> <b>535</b>	<b>462</b> <b>535</b>	<b>478</b> <b>537</b>	<b>506</b> <b>538</b>						
<b>サービス業(他に分類されないもの)</b>			110	<b>953</b> <b>936</b>	<b>916</b> <b>937</b>	<b>892</b> <b>947</b>	<b>939</b> <b>959</b>	<b>897</b> <b>965</b>	<b>893</b> <b>970</b>	<b>923</b> <b>977</b>	<b>995</b> <b>985</b>						
	職業紹介・労働者派遣業		111	1,383 1,299	1,350 1,307	1,298 1,328	1,385 1,353	1,304 1,368	1,281 1,378	1,344 1,392	1,462 1,408						
	その他の事業サービス業		112	676 701	636 698	630 701	651 705	634 706	643 706	652 709	694 712						
<b>そ の 他 の 産 業</b>			113	<b>425</b> <b>437</b>	<b>416</b> <b>437</b>	<b>414</b> <b>441</b>	<b>417</b> <b>444</b>	<b>405</b> <b>445</b>	<b>409</b> <b>445</b>	<b>417</b> <b>446</b>	<b>434</b> <b>447</b>						